

新居浜市上工下水道施設包括委託事業  
に関する実施方針

令和7年4月

新居浜市上下水道局

## 目 次

第1． 特定事業の選定に関する事項 .....	5
1． 特定事業の事業内容に関する事項 .....	5
1-1． 事業の名称 .....	5
1-2． 事業の背景・目的 .....	5
1-3． 事業の基本方針 .....	6
1-4． 本事業の対象施設 .....	6
1-5． 事業方式 .....	8
1-6． 事業範囲 .....	9
1-7． 事業期間 .....	10
1-8． 事業の費用負担 .....	11
1-9． 改築工事に関する留意事項 .....	11
1-10． プロフィットシェア .....	12
2． 特定事業の選定方法に関する事項 .....	12
2-1． 選定基準 .....	12
2-2． 選定結果の公表 .....	12
第2． 民間事業者の募集及び選定に関する事項 .....	13
1． 募集及び選定方法 .....	13
2． 募集及び選定スケジュール .....	13
3． 応募者の参加資格要件 .....	13
3-1． 応募者の構成 .....	13
3-2． 応募企業又は構成員に求められる参加資格要件（共通） .....	14
3-3． 応募企業、応募グループ構成員に求められる参加資格要件（業務別） .....	15
3-4． 応募の留意点 .....	17
4． 審査及び選定手続き .....	17
4-1． 委員会による審査 .....	17
4-2． 審査方法 .....	17
4-3． 審査結果の公表 .....	18
4-4． 優先交渉権者及び特定事業の選定の取り消し .....	18
4-5． 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付 .....	18
4-6． 競争的対話の実施 .....	18
4-7． 附帯事業及び任意事業に関する予備的審査 .....	18
5． 優先交渉権者選定後の手続き .....	18
5-1． 基本協定の締結 .....	18
5-2． S P C の設立 .....	19
5-3． 優先交渉権者による準備行為 .....	19
5-4． 事業契約の締結 .....	19
第3． 事業の適正かつ確実な実施の確保 .....	20

1.	リスク分担の基本的な考え方 .....	20
2.	要求する性能 .....	20
3.	事業の実施状況のモニタリング .....	20
3-1.	モニタリングの目的 .....	20
3-2.	モニタリングの方法 .....	20
3-3.	モニタリングの実施時期及び概要 .....	20
3-4.	性能未達の場合における措置 .....	21
4.	保険 .....	21
第4.	公共施設の立地及び規模並びに配置に関する事項 .....	22
1.	公共下水道事業 .....	22
1-1.	処理場施設 .....	22
1-2.	下水道管路 .....	25
1-3.	雨水ポンプ場等 .....	27
2.	水道事業 .....	31
2-1.	水源施設 .....	31
2-2.	水道管路 .....	36
3.	工業用水道事業 .....	37
3-1.	工水施設及び工水管路 .....	37
第5.	事業契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 .....	41
1.	事業契約に定めようとする事項 .....	41
2.	疑義が生じた場合の措置 .....	41
3.	管轄裁判所の指定 .....	41
第6.	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 .....	42
1.	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置 .....	42
1-1.	基本的な考え方 .....	42
1-2.	基本的な本事業の継続が困難となった場合の措置 .....	42
2.	金融機関又は融資団と市との協議 .....	42
第7.	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項 .....	43
1.	法制上及び税制上の措置に関する事項 .....	43
2.	財政上及び金融上の支援に関する事項 .....	43
3.	その他の措置及び支援に関する事項 .....	43
第8.	その他特定事業の実施に関し必要な事項 .....	44
1.	実施に関して使用する言語及び通貨 .....	44
2.	実施方針に関する説明会及び現地見学会 .....	44
2-1.	開催日時及び場所 .....	44
2-2.	申込方法 .....	44
3.	実施方針に関する意見又は質問の受付 .....	44
3-1.	受付期間 .....	44
3-2.	提出方法 .....	44
3-3.	意見書・質問書に対するヒアリング .....	44

3-4. 意見書・質問書に対する回答方法 .....	44
4. 連絡先及び情報提供 .....	45
4-1. 連絡先 .....	45
4-2. 情報提供 .....	45

## 第1. 特定事業の選定に関する事項

### 1. 特定事業の事業内容に関する事項

#### 1-1. 事業の名称

新居浜市上工下水道施設包括委託事業

#### 1-2. 事業の背景・目的

現在、新居浜市（以下「市」という。）では、水道事業、工業用水道事業、公共下水道事業の3つの事業に取り組んでいる。

水道事業については、昭和21年の南海地震の影響により、市街区域で水源（地下水）の塩水化、水位低下が発生し、小規模水道などで対応していた市内全域において、水道設置の要望が高まったのが事業着手のきっかけとなり、昭和29年3月に新居浜市水道布設の事業認可を取得し、創設された。

工業用水道事業については、上記と同じく昭和21年に発生した南海地震の地盤沈下により、それまで臨海部の企業が水源として依存していた国領川の伏流水へ海水侵入が発生したことや、本市産業の発展による多くの企業立地と企業経営の拡大等に伴い、水需要も飛躍的に増大し、工業用水及び農業用水の確保と併せて発電事業が施行されることになり、これらの関連事業は昭和35年に着工し、昭和41年に完成した。

公共下水道事業については、昭和48年に終末処理場を有する分流式下水道として計画され、昭和55年3月から供用が開始された。令和元年度には、地方公営企業法の全部適用に伴い、下水道部門が水道局と統合し、上下水道局として新たなスタートを切った。

一方で、公共事業を取り巻く環境は大きく変化し、本市においても人口減少に伴う水需要の減少、老朽化に伴う施設の更新需要の急速な増加、また、発生が予想される大規模地震等の災害への備えなど、取り組まなくてはならない課題は山積みである。

技術職員の減少、老朽化施設の急増、厳しい経営環境という「ヒト」、「モノ」、「カネ」の課題が深刻化し、これからますます加速化することが確実な状況にある中、水道事業は令和6年4月から公共下水道事業と同じ国土交通省に移管され、上下水道一体で事業の効率化・高度化・基盤強化の取り組みを推進する方針が示された。本市においても官民連携手法やDX等を最大限活用しながら上下水道、さらに工業用水道も含め一体的に将来に渡って持続可能な事業経営を進めていく必要がある。

本市では、これらの課題への対応策の一つとして、これまで「官民連携手法の導入・拡大」について検討を進めてきた。令和5年度には、国土交通省の「下水道事業のPPP/PFIの案件形成に関する方策検討」モデル都市として、水道事業及び工業用水道事業とのバンドリングを前提とし、附帯事業も含めたスキームを想定し導入の可能性について検討を行った。また、令和5年度末から「ウォーターPPPの導入可能性調査」を進めており、事業スキームや業務範囲についてサウンディング調査等を行ってきた。

本事業は、これまでの検討及びサウンディング調査の結果を踏まえ、本市の水道、工業用水道及び公共下水道事業に係る施設の運転・維持管理業務に加えて、施設の改築（本書において改築とは更新、長寿命化対策の総称をいう。）計画策定及び一部施設の改築工事等を含めた一連の業務を「管理・更新一体型マネジメント方式（レベル3.5）」により実施するとともに、雨水ポンプ場等の運転管理、公共下水道の面整備等のその他業務については「仕様発注」とし、一体的に実施することによりスケールメリットを最大限発揮さ

せ、より効率的な事業運営等が実現できるよう、官民一体となって事業に取り組む体制を構築し、将来にわたり持続可能な事業運営を図るものである。

### 1-3. 事業の基本方針

本事業の実施方式は、水道、工業用水道及び公共下水道事業に係る施設の運転・維持管理業務及び改築業務については、ウォーターPPPの「管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）」を採用する。また、下水道管路の新設、汚水桝設置、雨水ポンプ場等の運転管理等のその他業務については、「仕様発注」とする。

市との事業契約に基づき本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）は、本事業の実施に当たっては、水道法、工業用水道事業法、下水道法、その他関係法令等の規定に基づき誠実に事業を実施しなければならない。

市及び事業者は、上記の目的を達成するため、以下の基本方針に基づき、本事業を実施するものとする。

#### (1) 上工下水道事業一体での全体最適を目指した事業運営

事業者は、3事業全体を俯瞰し、短期的な視点だけでなく、中長期的な視点に立ち、リソースの最適な配分と運営体制の構築に取り組み、効率的な事業運営と全体としてのコスト抑制を図る。

#### (2) 民間の創意工夫の最大限活用

市は可能な限り性能発注を取り入れ、事業者は、維持管理と更新を一体的に実施することで、事業にかかるトータルコストの削減、DXの推進、脱炭素化等を最大限図る。

#### (3) 地元企業との最大限の連携、災害・事故等への緊急対応力の強化

事業者は、地元企業との連携や地域人材の雇用を最大限に図り、自らの社会的役割を認識し、知識・技術継承を図り、災害・事故等が発生した場合に迅速かつ的確に対応できる体制づくりに努める。

#### (4) 市民の安全・安心を確保するための適切・確実なモニタリング実施・情報公開

市と事業者は、それぞれで事業に対するモニタリング体制を構築し、適正かつ確実に実施することにより市民の安全・安心を確保するとともに、情報公開を行うことにより説明責任を果たす。

#### (5) 官民の最適な役割分担による事業の最適化

市と事業者は、契約時の官民の役割分担をベースに、事業の進捗に応じて対話を重ね、必要に応じ見直すことにより、常に事業の最適化を図るよう努める。

### 1-4. 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設は以下の通りである。

(1) 公共下水道事業 ※一部公共下水道以外の施設を含む

①処理場施設

- ・新居浜市下水処理場 1 か所
- ・し尿浄化槽汚泥受入施設 1 か所

②下水道管路

- ・汚水管路：454.2km
- ・汚水マンホールポンプ場：13 か所

③雨水ポンプ場等

- ・雨水ポンプ場：西原雨水ポンプ場ほか 10 か所  
白浜排水ポンプ場ほか 25 か所（公共下水道以外の施設）
- ・樋門：14 か所（19 基）
- ・スクリーン：12 か所（13 基）

(2) 水道事業

①水源施設

- ・水源地：22 か所
- ・送水場・中継場：9 か所
- ・配水池：9 か所

②水道管路（基幹管路）

- ・管路：34.5km（配水 φ400 以上：7.3km 送水：14.9km 導水：12.3km）

(3) 工業用水道事業

①工水施設

- ・取水施設：取水口 2 か所、  
取水堰 1 か所
- ・導水施設：導水路 0.4km  
余水吐 1 か所  
接合井 1 か所  
取水測定器 1 か所
- ・配水施設：配水池 1 か所  
配水測定器 1 か所
- ・給水施設：給水測定器 1 か所
- ・管理施設：山根配水場管理棟 1 か所

②工水管路

- ・管路：7.8km（配水：7.4km 導水：0.4km）

なお、改築により整備された施設及び新たに整備された施設については、工事毎に完工したもものから上記に含まれるものとする。

※対象施設は令和 6 年 3 月末時点の数量である。

### 1-5. 事業方式

本事業は、上工下水道施設の維持管理と事業期間中の維持管理を踏まえた改築について一体的にマネジメントする、いわゆる「管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）」と、関連する業務を「仕様発注」として組み合わせた、図1に示すような事業方式とする。

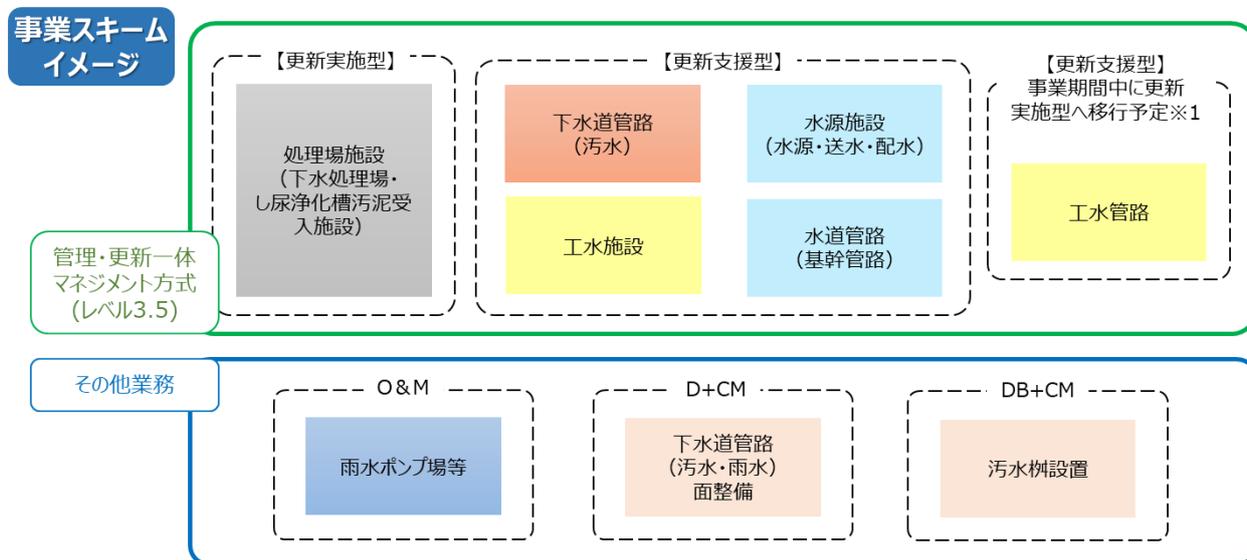


図1 本事業に係る事業方式のイメージ

※1 更新実施型への移行時期は確定していない。

なお、本事業は、第2に定める手続きによって選定された優先交渉権者と市との間で締結した基本協定（第2.5-1に規定する基本協定をいう。以下同じ。）に基づき、優先交渉権者が本事業の遂行を目的として設立する特別目的会社（以下、「SPC」という。）が、市と締結する事業契約に従って事業を実施することを予定している。

1-6. 事業範囲

(1) 義務事業

本事業において義務事業とする対象施設ごとの対象業務は、表 1 に示すとおりである。

表 1 本事業の対象施設ごとの対象業務

	業務の形態	区分	対象施設		対象業務
管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）	更新実施型	下水	処理場施設（下水処理場・し尿浄化槽汚泥受入施設）	機械設備・電気設備・土木・建築	運転管理（運転・水質管理・調達管理・保安管理・事業PR）、保守管理（保守点検・衛生管理）、修繕（定期修繕・突発修繕）、廃棄物管理※1、情報管理
					改築計画
					改築実施設計
					改築工事、整備工事
	更新支援型	下水	下水道管路（汚水）	管渠・人孔・汚水桝・取付管・汚水マンホールポンプ場	保守管理（保守点検・調査清掃）、修繕、情報管理※2
					改築計画
					改築実施設計
					工事監理
		上水	水道管路（基幹管路）	導水管・送水管・配水管	保守管理（保守点検）、修繕、情報管理
					改築計画
水源施設（水源・送水・配水）			地下水監視局・水源地・送水場・配水池・水質計器	管理（調達管理）、保守管理（保守点検・衛生管理）修繕、情報管理	
				改築計画	
工水	工水施設	取水施設・導水施設・配水施設・給水施設・管理施設	管理（取水配水管理・緊急対応・調達管理）、保守管理（保守点検・衛生管理）、修繕、情報管理		
			改築計画		
更新支援型 ↓ 更新実施型	工水	工水管路	配水管・導水管	保守管理（保守点検・清掃）、修繕、情報管理	
				改築計画	
				改築基本設計、改築実施設計	
				工事監理※3	
その他業務	仕様発注	下水	雨水ポンプ場	機械設備・電気設備・土木・建築・沈砂池	運転管理（運転・調達管理）、保守管理（保守点検・衛生管理）、修繕、浚渫、廃棄物管理、情報管理
			樋門・スクリーン	機械設備・電気設備・土木・建築	運転管理（運転）、保守管理（保守点検・衛生管理）、修繕、情報管理
	D+CM	下水	下水道管路面整備	汚水管 雨水管	実施設計
					施工管理
	DB+CM	下水	汚水桝設置	汚水桝・取付管	実施設計※4
					設置工事※4
				工事監理・検査	

- 
- ※1 汚泥収集運搬及び処分契約は除く
  - ※2 情報共有や維持管理の効率化・高度化のため GIS を基盤としたデータベースシステムにより管理。
  - ※3 改築基本設計の結果を踏まえ更新支援型から更新実施型に移行することを想定。
  - ※4 実施設計及び設置工事については市が指定する業者に委託する。

## (2) 附帯事業

附帯事業とは、現状に捉われない新たな取り組みを導入し、義務事業と一体的に行うことにより、費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではない。

市は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に事業者の附帯事業実施義務を定めることとする。

## (3) 任意事業

任意事業とは、本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではなく、事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に市の承諾を必要とする。

事業者は、関係法令を遵守し、事業対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。事業内容は提案によるが、本事業用地及び施設を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、発生する費用や必要な諸手続き、本事業に影響を与えた場合の損害等はすべて事業者の責によるものとする。

なお、任意事業の実施にあたり、本事業用地及び施設を活用する場合で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づく財産の処分が必要な場合は、市が必要な手続きを行い、補助金の返還が必要な場合には、事業者が相当額を負担するものとする。

## 1-7. 事業期間

本事業の事業期間は、令和9年4月1日から令和19年3月31日までとし、契約書及びその他関係書類（要求水準書及び提案書等）に従い事業を実施する。ただし、契約締結日の翌日から令和9年3月31日までの期間は、移行期間（業務準備期間）とし、事業者は、市又は市の指定する者より業務の引継ぎを受け、業務の習熟に努めるものとする。なお、業務引継に要する費用は、市又は市の指定する者及び事業者が、それぞれ負担するものとする。

表 2 事業実施スケジュール

項目	予定
基本協定の締結	令和 8 年 8 月頃
事業契約の締結	令和 8 年 10 月頃
引継ぎ期間	事業契約締結～令和 9 年 3 月 31 日
履行期間	令和 9 年 4 月 1 日～令和 19 年 3 月 31 日（10 年間）
契約終了	令和 19 年 3 月 31 日

## 1-8. 事業の費用負担

### (1) 義務事業

#### ①管理・更新一体マネジメント方式包括管理事業

市は、管理・更新一体マネジメント方式包括管理事業の実施に要する費用を負担する。なお、その負担予定額等の詳細は市と選定事業者との協議の上、事業契約に定める。

#### ②その他業務

市は、その他業務に係る費用の全てを負担する。その負担予定額等の詳細は市と選定事業者との協議の上、事業契約に定める。

### (2) 附帯事業

市は、附帯事業に係る費用の全てを負担する。その負担予定額等の詳細は市と選定事業者との協議の上、事業契約に定める。

### (3) 任意事業

事業者は、任意事業に係る費用の全てを負担する。

なお、任意事業は独立採算を基本とし、その経理にあたっては義務事業及び附帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

## 1-9. 改築工事に関する留意事項

### (1) 改築工事の実施

事業者は、事業契約に基づき対象施設の改築工事を行う。ただし、市が公益上を理由に必要であると判断したときは、対象施設について市が改築工事を行うことがある。その場合は、事業者は、市に協力するものとする。

### (2) 改築工事を行った施設の所有

市又は事業者が改築工事を行った施設は、市の所有に属するものとする。

### (3) 改築工事の対象

改築工事の対象は、要求水準書（案）に示すとおりとする。なお、応募者の提案を妨げるものではないが、改築工事は、国補助金の対象となるものを基本とする。ただし、協議の上、市が公益上を理由に必要であると判断したときは、国補助金の対象とならない改築工事も実施可能とする。

## 1-10. プロフィットシェア

本事業は、事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案促進を図るため、プロフィットシェアの仕組みを導入する。

事業期間中において、事業者からの新技術等の導入提案により運転・維持管理費等に関する費用削減が認められた部分をプロフィットシェアの対象とし、費用削減分をシェアする。コスト削減分のシェア額やシェアの手法については、市と事業者が協議し、双方が合意の上、事業契約に定める。

なお、リスク分担表に記載されている内容に起因する事業費増減が発生した場合については、プロフィットシェアの対象外とする。

## 2. 特定事業の選定方法に関する事項

### 2-1. 選定基準

市は、本事業を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業として実施することにより、事業期間にわたり、市自らが実施したときと比べ、事業費総額の削減が期待できる場合に、本事業をPFI法第7条に基づき、同法第2条第4項に規定する選定事業とする。

### 2-2. 選定結果の公表

市は、本事業をPFI法第2条第4項に規定する選定事業とした場合は、市のホームページ等において速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

## 第2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1. 募集及び選定方法

市は、本事業を特定事業として選定した場合、本事業への参加を希望する事業者を募集要項等の発表を通じて公募し、PFI事業の透明性及び公平性の確保に配慮した上で優先交渉権者を選定するものとする。本事業の優先交渉権者の選定は、競争性のある随意契約の一類型である公募型プロポーザル方式により行う。

### 2. 募集及び選定スケジュール

本事業における民間事業者の募集及び選定スケジュールは概ね表3のとおりである。

表3 スケジュール（予定）

時期（予定）	内容
令和7年4月	実施方針策定の見通し等の公表 実施方針の公表 特定事業の選定・公表
令和7年5月～6月	説明会、現地見学会、対話、実施方針に対する質問の受付
令和7年8月	募集要項等の公表
令和7年9月～10月	説明会、現地見学会、対話、募集要項等に対する質問の受付
令和7年12月	参加表明書及び参加資格確認申請書等の受付
令和8年1月	参加資格確認結果の通知
令和8年2月～3月	現地調査、競争的対話、現地調査等に対する質問の受付
令和8年5月	提案書類の提出
令和8年6月	提案プレゼンテーションの実施、書類の評価
令和8年7月	優先交渉権者の決定
令和8年8月	基本協定の締結
令和8年10月	事業契約の締結
令和8年11月～9年3月	引継ぎ期間
令和9年4月	事業開始

### 3. 応募者の参加資格要件

#### 3-1. 応募者の構成

- ①応募者は、1-6に定める業務を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。なお、応募グループを構成する企業（以下「構成員」という。）は、SPCへの出資を行う企業（以下「出資企業」という。）に加え、SPCへの出資を行わない企業（以下「協力企業」という。）を含め構成することができる。
- ②応募者は、応募企業、構成員の名称及び本事業等の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- ③応募グループにあっては、出資企業から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、構成員は様式集及び記載要領に定める委任状を提出し、当

該代表企業が応募手続きを行うものとする。

- ④応募者は、優先交渉権者として選定された場合は、応募企業又は出資企業の出資により、本事業を実施するSPCを設立するものとする。応募企業又は出資企業は、SPCに出資して本議決権株式のすべての割り当てを受けるものとする。
- ⑤参加表明書及び参加資格確認申請書の提出以降、応募企業又は構成員の変更は原則として認めない。参加表明書及び参加資格確認申請書の提出以降における構成員の追加は、第二次審査書類の提出前であって、かつ構成員として追加される者が、3-2の全ての要件を満たすとともに、3-1 ③及び④に記載の条件を満たす場合に限り、認めるものとする。その他、構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、市と協議するものとし、市がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。
- ⑥参加表明書及び参加資格確認申請書の提出以降、応募企業又は構成員のいずれかが、同時に他の応募企業又は構成員となることは認めない。また、参加資格審査を通過しなかった若しくは第二次審査を辞退した応募企業又は構成員が、他の構成員となることも認めない。
- ⑦応募企業又は構成員を支配している者が変更された場合又は新たに第三者に支配された場合は、市に速やかに通知しなければならない。

### 3-2. 応募企業又は構成員に求められる参加資格要件（共通）

応募企業又は構成員は、以下の全ての資格要件を満たす必要がある。

- ①市に令和7・8年度新居浜市入札（見積）参加資格審査申請書提出要領等に基づいた申請書を提出し、参加資格を有すると認定されている者。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167の4の規定に該当しない者であること。
- ③PFI法第9条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。
- ⑤民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。
- ⑥参加表明書及び参加資格確認申請書の提出の日から優先交渉権者の選定の時までの期間に、債務超過の状態に陥っている者でないこと。
- ⑦参加表明書及び参加資格確認申請書の提出期限の日から提案書類の提出期限の日までの期間に、市から新居浜市物品売買等指名停止措置要綱（平成19年4月1日施行）に基づく指名停止又は新居浜市建設工事指名停止要項（平成2年7月2日施行）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ⑧市が発注した「新居浜市上下水道事業官民連携導入可能性調査業務委託」及び「新居浜市上下水道施設包括委託事業アドバイザー業務委託」の受託者並びにこれらの業務における業務協力関係にある者でないこと又はこれらの者と資本面若しく

は人事面等において一定の関連のある者でないこと。なお、これらの業務の業務受託者及び業務協力関係にある者は、以下のとおりである。

- ・日本水工設計株式会社
- ・法務審査を行った法律事務所

⑨暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下同じ。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

### 3-3. 応募企業、応募グループ構成員に求められる参加資格要件（業務別）

応募企業又は構成員のうち、設計、工事及び運転・維持管理を担当する企業は、それぞれ次に掲げる実績要件を満たす必要がある。なお、再委託企業についても3-2. ①の要件を満たしていない者は、新居浜市入札（見積）参加資格審査申請書提出要領に基づいた申請書を提出し、参加資格の認定を受けること。

#### (1) 設計を担当する企業

ア 設計を担当する企業は、以下の要件を満たすこと。

- ①下水道施設（処理場施設、管路施設）の更新計画の策定に関する業務に当たる者は、下水道施設の更新計画の策定業務に関する実績を有すること。
- ②処理場施設に係る土木・建築構造物の設計に関する業務に当たる者は、終末処理場の土木構造物又は建築構造物の設計業務に関する実績を有すること。
- ③処理場施設に係る機械設備の設計に関する業務に当たる者は、終末処理場の機械設備の設計業務に関する実績を有すること。
- ④処理場施設に係る電気設備の設計に関する業務に当たる者は、終末処理場の電気設備の設計業務に関する実績を有すること。
- ⑤下水道管路の設計に関する業務に当たる者は、下水道管路の設計業務に関する実績を有すること。
- ⑥水道管路及び工水管路の設計に関する業務に当たる者は、水道管路施設もしくは工業用水道管路施設の設計業務に関する実績を有すること。
- ⑦管路施設（水道、工業用水道、下水道）の工事監理に関する業務に当たる者は、管路施設の工事監理業務に関する実績を有すること。

イ 設計を単独で実施する場合は、上記①から⑦のすべての要件を満たすこと。

ウ 設計を複数の者で実施する場合は、上記①から⑦までの要件を複数の者で満たせば良いものとする。

エ 設計に関する業務を再委託する場合には、構成員に代わって再委託企業が②から⑦までの要件を再委託する時点で満たすことで問題ない。

## (2) 工事を担当する企業

ア 工事を担当する企業は、以下の要件を満たすこと。

- ①建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による、建築一式工事、機械器具設置工事、電気工事及び土木一式工事につき、特定建設業の許可を有していること。ただし、建設工事に関する業務に当たる者が複数である場合は、複数の者で満たせば良いものとする。
- ②処理場施設に係る機械設備の工事に関する業務に当たる者は、平成 27 年度以降に終末処理場の機械設備を元請として施工した実績を有すること。
- ③処理場施設に係る電気設備の工事に関する業務に当たる者は、平成 27 年度以降終末処理場の電気設備を元請として施工した実績を有すること。
- ④工水管路の工事に関する業務に当たる者は、平成 27 年度以降に、内径 400 mm 以上の水道又は工業用水道管路施設の布設工事を元請として施工した実績を有すること。

イ 工事を単独で実施する場合は、上記①から④までのすべてを満たすこと。

ウ 工事を複数の者で実施する場合は、上記①については全ての者が満たすこととし、上記②から④までの要件を複数の者で満たせば良いものとする。

エ 工事に関する業務を再委託する場合には、構成員に代わって再委託企業が上記②から④までの要件を再委託する時点で満たすことで問題ない。

## (3) 運転管理・保守管理を担当する企業

ア 運転管理・保守管理を担当する企業は、以下の要件を満たすこと。

- ①処理場施設の運転管理・保守管理に関する業務に当たる者は、以下の要件を満たすこと。ただし、処理場施設の運転管理・保守管理に関する業務に当たる者が複数である場合は、複数の者で満たせば良いものとする。
  - a 新居浜市下水処理場運転管理業務
    - ・国土交通省に下水道処理施設維持管理業の登録をしていること。
    - ・標準活性汚泥法（現有処理能力 25,700m<sup>3</sup>/日以上）の下水道法に基づく終末処理場の維持管理業務の実績を有していること。
  - b し尿浄化槽汚泥受入施設運転管理業務
    - ・平成 27 年度以降にし尿処理施設又は汚泥再生センターの運転管理業務を元請として行った実績を有していること。
- ②汚水マンホールポンプ場の運転管理・保守管理に関する業務に当たる者は、以下の要件を満たすこと。
  - ・平成 27 年度以降に汚水マンホールポンプ場の維持管理業務を元請として行った実績を有していること。
- ③水源施設の保守管理に関する業務に当たる者は、以下の要件を満たすこと。
  - ・水道事業において、平成 27 年度以降に計画水量 45,000m<sup>3</sup>/日以上の浄水施設（塩素滅菌のみの施設を含む）における保全管理業務又は運転管理業務を元請として行った実績を 5 年以上有していること。
- ④工水施設の保守管理に関する業務に当たる者は、以下の要件を満たすこと。
  - ・工業用水道事業において、平成 27 年度以降に計画給水量 52,000m<sup>3</sup>/日以上の施

設における保守管理業務又は運転管理業務を元請として行った実績を5年以上有していること。

⑤雨水ポンプ場の運転管理・保守管理に関する業務に当たる者は、以下の要件をみたすこと。

・国土交通省の定める「下水道処理施設維持管理業者登録」に登録しているとともに、「一般社団法人日本下水道施設管理業協会」に所属していること。

イ 運転管理・保守管理を単独で実施する場合は、上記①から⑤すべてを満たすこと。

ウ 運転管理・保守管理を複数の者で実施する場合は、上記①から⑤までの要件を複数の者で満たせば良いものとする。なお、運転管理・保守管理に関する実績は全て出資企業が満たす必要がある。

### 3-4. 応募の留意点

SPCの構成企業及び協力企業については、競争性、公平性及び透明性の観点から、本事業により実施する、設計成果をもとに市が発注する工事の入札に参加できないものとする。

## 4. 審査及び選定手続き

### 4-1. 委員会による審査

市は、PFI法第11条第1項に規定する客観的な評価を行うために、新居浜市上下水道事業ウォーターPPP審査委員会（以下「委員会」という。）において、優先交渉権者選定基準の検討や提案に審査及び評価等を行う。

委員会の委員は以下のとおりである。なお、本事業に応募しようとする者やそれと同位置と判断される団体等が、委員に対し直接、間接を問わず本プロポーザルに関連した接触を試みた場合、当該応募者は本事業の参加資格を失う。なお、手続きの期間中に委員が変更となった場合は変更前の委員及び変更後の委員に対しても同様の接触を試みた場合、当該応募者は本事業の参加資格を失う。

委員長	東  渕	則  之	（松山大学 教授）
副委員長	羽  鳥	剛  史	（愛媛大学 教授）
委員	三  宅	祥  智	（愛媛県 土木部道路都市局 都市整備課課長）
委員	加  地	和  弘	（新居浜市 企画部長）
委員	高  橋	宣  行	（新居浜市 建設部長）
委員	玉  井	和  彦	（新居浜市 上下水道局長）

### 4-2. 審査方法

第一次審査及び第二次審査の2段階で審査を行い、資格審査及び委員会における提案内容の審査を行う。

第一次審査では、第一次審査に参加する応募者から、募集要項等に定めるところにより作成された参加表明書及び参加資格確認申請書を受け付ける。市は、参加資格要件を充足することを確認の上、参加資格確認の結果を通知する。申請期限までに参加表明書及び参加資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格が無いとされた者は、本プロポーザルに参加することはできない。

第二次審査では、参加資格があるとされた者から、募集要項等に定めるところにより作成された提案審査書類を受け付ける。委員会は、優先交渉権者選定基準に基づく書類審査に加え、プレゼンテーション等による提案内容の確認を踏まえ、審査を行う。

市は、委員会の審査及び評価を受け、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

なお、具体的な優先交渉権者選定基準は、募集要項等において示す。

#### 4-3. 審査結果の公表

市は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の決定後速やかに市のホームページへの掲載により公表する。

#### 4-4. 優先交渉権者及び特定事業の選定の取り消し

市は、本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、公募開始後であっても、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定せず、公募を取り消すとともに、本事業に係る特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、市はその旨を市のホームページへの掲載により公表する。

#### 4-5. 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書及び参加資格確認申請書を提出し参加資格の審査を受けること。なお、当該申請受付期限までに参加表明書及び参加資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格がないとされた者は、本プロポーザルに参加することはできない。

#### 4-6. 競争的対話の実施

市は、参加資格確認の結果通知後、提案書類の提出までの間に、参加資格があるとされた者と競争的対話を行い、その結果を踏まえ、事業契約、要求水準等の調整を行う。

#### 4-7. 附帯事業及び任意事業に関する予備的審査

附帯提案事業及び任意事業を提案する場合は、参加資格審査終了前に、附帯提案事業及び任意事業に関する提案概要書を市に提出すること。市は提案のあった附帯提案事業及び任意事業について、市の政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断するものとする。

なお、提案概要書及び提出方法は、募集要項等において示す。

### 5. 優先交渉権者選定後の手続き

#### 5-1. 基本協定の締結

優先交渉権者は、募集要項とあわせて公表を予定している基本協定書（案）に基づいて、市と速やかに基本協定を締結しなければならない。

なお、優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合又は基本協定の締結後に事業契約の締結に至らないことが明らかになった場合には、市で審査された決定順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続きを行うことができる。

#### 5-2. S P C の設立

優先交渉権者は、基本協定の締結後、S P Cとして会社法に規定する株式会社を新居浜市内に速やかに設立しなければならない。なお、本事業期間中はS P Cの本社所在地を新居浜市外に移転させないものとする。

#### 5-3. 優先交渉権者による準備行為

優先交渉権者は、S P Cの設立や事業契約の締結準備と並行して、業務開始に向けた準備行為として、現地調査を実施することができるほか、市と業務内容について協議を行うことができる。

#### 5-4. 事業契約の締結

市とS P Cは、事業契約書（案）の内容に従い、速やかに事業契約を締結する。

### 第3. 事業の適正かつ確実な実施の確保

#### 1. リスク分担の基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方」に基づき、事業に係る総リスクを低減し、より質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。このリスク分担の考え方及び「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」などを踏まえ、市と受託者の責任分担は、原則として「別紙1 リスク分担(案)」によることとする。なお、詳細事項については、実施方針等に対する質問・意見・提案の結果を踏まえ、募集要項等において示す。

#### 2. 要求する性能

本事業において実施する業務に要求する性能等については、別途公表する「要求水準書(素案)」に水準等の一部を示している。事業者は、募集要項等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて施設の機能が十分発揮できるような事業を実施することとする。

#### 3. 事業の実施状況のモニタリング

##### 3-1. モニタリングの目的

市は、事業者が事業契約に定められた業務を確実に遂行し、要求水準が達成されているか確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、監視、測定や評価等のモニタリングを行う。

##### 3-2. モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、事業契約書において定める。

##### 3-3. モニタリングの実施時期及び概要

###### (1) コンサルタント業務

事業者は、実施設計の内容について適宜、市と協議を行うとともに完了時に実施設計図書を提出し、市の完了検査を受ける。

###### (2) 改築工事

事業者は、週間・月間工事工程表を作成し定期的に工事施工、工事監理の状況について報告を行うとともに市が要請した時期に出来高検査を受ける。

また、市が要請した時は、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに、市はいつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができる。

なお、工事完成時には、施工記録を用意して、市の完了検査を受ける。

###### (3) 各施設の業務

事業者は、定期的に業務の実施状況の報告を行う。

###### (4) 財務状況

事業者は、毎年度、公認会計士等による監査を経た財務の状況について、市に報告を行う。

#### (5) 事業評価委員会

事業途中及び事業終了後に、本事業の実施状況及び効果を確認するために開催する。

#### 3-4. 性能未達の場合における措置

市は、モニタリングの結果、事業契約書に定めた要求水準及び条件を満たさないと判断した場合は、事業契約書に定める規定に従い、事業者に対し勧告や設計・改築及び維持管理業務に係る減額等の措置をとる。なお、減額措置の詳細については募集要項等において示す。

#### 4. 保険

事業者は、その他に本事業の安定性の確保に必要と考える保険を自らの判断で適宜付保するものとし、付保した保険契約の内容及び保険証書の内容については市の確認を得るものとする。事業者が付保すべき保険については、募集要項等において示す。

第4. 公共施設の立地及び規模並びに配置に関する事項

1. 公共下水道事業

1-1. 処理場施設

(1) 立地条件等

表 4 対象となる下水処理場（新居浜市下水処理場）

項目	内容
施設名称	新居浜市下水処理場
所在地	新居浜市菊本町二丁目 15 番 1 号
敷地面積	149,767 平方メートル
処理能力	51,400 m <sup>3</sup> /日
排除方式	分流式
水処理方式	標準活性汚泥法 2 池 ステップ流入式二段硝化脱窒法 3 池
汚泥処理方式	濃縮－消化－脱水
処理開始日	昭和 55 年 3 月 31 日
都市計画区域	区域内
市街化区域	区域内
用途地域	工業専用地域（建ぺい率 60 %、容積率 200 %）

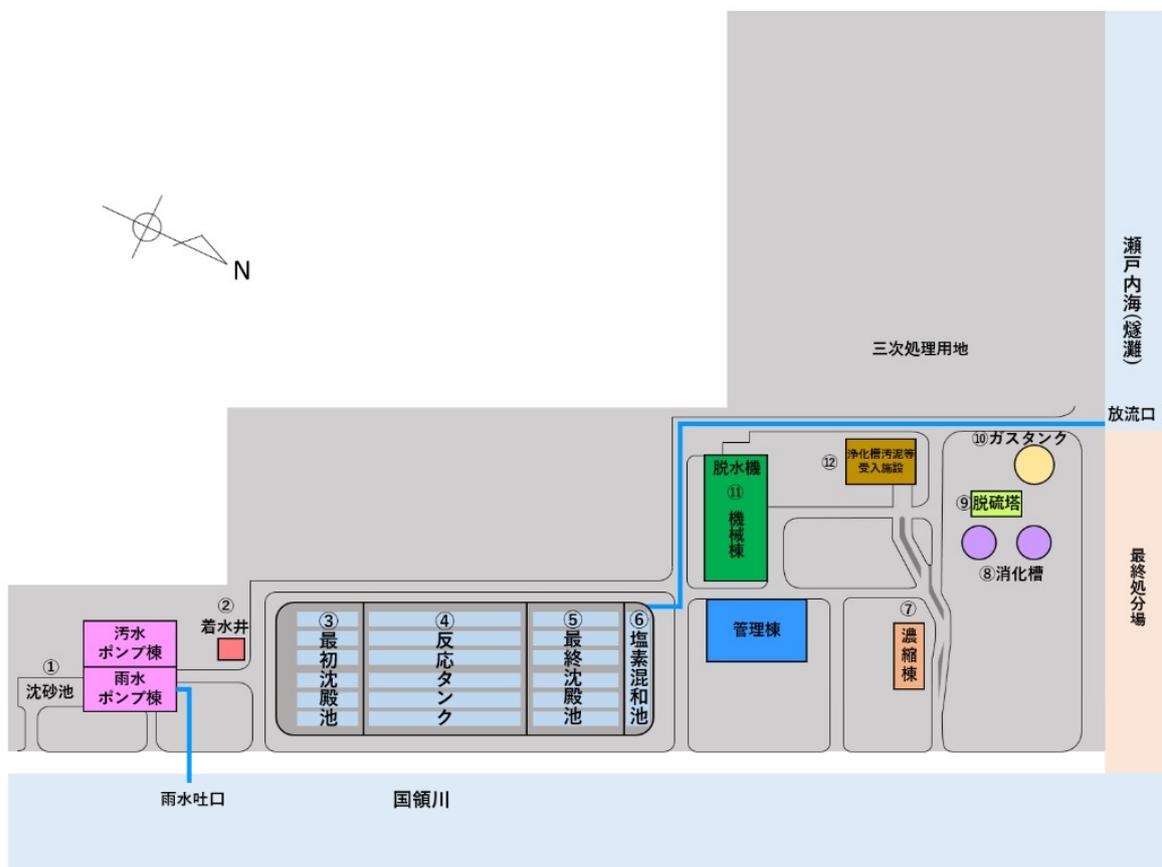


図 2 施設配置図（新居浜市下水処理場）

(2) 施設構成の概要

表 5 処理場施設の施設構成の概要(1/2)

施設の名称		形状寸法等	計画数量		
			全体	認可	現有
電気施設	受電電力	受電電圧 6,600V	—	—	—
		契約電力 970KW	—	—	—
	自家発電設備	発電電圧 6,600V発電出力 1,000KVA	—	—	2基
建築施設	ポンプ棟	鉄筋コンクリート造地下3階地上1階(菊本雨水ポンプ場含む)	1棟	1棟	1棟
	管理棟	鉄筋コンクリート造地下1階地上2階	1棟	1棟	1棟
	機械棟	鉄筋コンクリート造地下1階地上3階	1棟	1棟	1棟
	汚泥濃縮棟	鉄筋コンクリート造地下1階地上2階	1棟	1棟	1棟
	浄化槽汚泥等受入施設	鉄筋コンクリート造地下1階地上2階	1棟	1棟	1棟
水処理施設	汚水沈砂池	幅4.95×長5.2×深3.4m	2池	2池	2池
	汚水ポンプ	φ 700mm×55m <sup>3</sup> /min	—	1台	1台
		φ 450mm×24m <sup>3</sup> /min	2台	1台	1台
		φ 350mm×12m <sup>3</sup> /min	1台	1台	—
		φ 300mm×9m <sup>3</sup> /min	2台	2台	2台
		φ 250mm×6m <sup>3</sup> /min	1台	1台	1台
	最初沈殿池	幅10.8×長39×深3.1m	3池	3池	4池
	反応タンク	幅10.8×長79×深4.6m	6池	6池	5池
	最終沈殿池	幅10.8×長45×深3.0m	6池	6池	5池
	塩素混和池	幅1.4×長354×深1.5m	1池	1池	1池
	ブローワー	φ 400mm×190m <sup>3</sup> /min	1台	1台	1台
		φ 350mm×134m <sup>3</sup> /min	2台	2台	2台

表 6 処理場施設の施設構成の概要(2/2)

施設の名称		形状寸法等	計画数量		
			全体	認可	現有
汚泥処理施設	汚泥濃縮槽	円形放射流 φ11.5×深4.0m	—	—	1基
	機械濃縮	浮上面積10m <sup>2</sup>	1基	1基	1基
	汚泥消化槽	嫌気性加温式単段 φ16.0×8.5m	2槽	2槽	2槽
		嫌気性加温式単段 卵形	1槽	1槽	—
	ガスタンク	2,000m <sup>3</sup>	1基	1基	1基
	ボイラー	蒸気ボイラー	1基	1基	1基
		温水ボイラー	2基	1基	—
	脱水機	圧入式スクレープレス	2台	2台	1台
ベルトプレス		—	—	1台	
その他	連絡管廊		1式	1式	1式
	放流渠		汚水・雨水各1個所		
水源池施設		φ80mm×0.45m <sup>3</sup> /min 1台	1個所	1個所	1個所
		契約電力 220V 14KW自家発電設備 24KVA			
し尿浄化槽汚泥受入施設	前処理設備	し尿:39KL/日、浄化槽汚泥:46KL/日	—	—	1式
	機械濃縮	ベルト濃縮機 20m <sup>3</sup> /h	1台	1台	1台

1-2. 下水道管路

(1) 立地条件等



図 3 下水道計画一般平面図

## (2) 施設構成の概要

表 7 汚水マンホールポンプ場の施設構成の概要

	ポンプ場名	設置場所	設置年度	設置ポンプ及び排水量
1	多喜浜	松神子3-9-48地先	H 5	$\phi$ 150m/m 2台 水中ポンプ $\Sigma Q = 3.0\text{m}^3/\text{min}$ $= 180.0\text{m}^3/\text{hr}$
2	中村	中村1-12-34地先	H 8	$\phi$ 65m/m 2台 水中ポンプ $\Sigma Q = 0.16\text{m}^3/\text{min}$ $= 9.60\text{m}^3/\text{hr}$
3	横水	横水町3-39地先	H 9	$\phi$ 65m/m 2台 水中ポンプ $\Sigma Q = 0.16\text{m}^3/\text{min}$ $= 9.60\text{m}^3/\text{hr}$
4	松木	松木町4-4地先	H 9	$\phi$ 65m/m 2台 水中ポンプ $\Sigma Q = 0.24\text{m}^3/\text{min}$ $= 14.40\text{m}^3/\text{hr}$
5	黒島	黒島市宮渡海船乗場	H 1 3	$\phi$ 80m/m 2台 水中ポンプ $\Sigma Q = 0.558\text{m}^3/\text{min}$ $= 33.480\text{m}^3/\text{hr}$
6	江の口	松神子4-2-5 江の口児童公園内	H 1 5	$\phi$ 80m/m 2台 水中ポンプ $\Sigma Q = 0.283\text{m}^3/\text{min}$ $= 16.980\text{m}^3/\text{hr}$
7	松神子	松神子1-8-20	H 1 6	$\phi$ 80m/m 2台 水中ポンプ $\Sigma Q = 0.455\text{m}^3/\text{min}$ $= 27.300\text{m}^3/\text{hr}$
8	東田	岸の上町2-1-40地先	H 1 7	$\phi$ 80m/m 2台 水中ポンプ $\Sigma Q = 1.68\text{m}^3/\text{min}$ $= 201.60\text{m}^3/\text{hr}$
9	清水	清水町13-13地先	H 1 9	$\phi$ 80m/m 2台 水中ポンプ $\Sigma Q = 0.283\text{m}^3/\text{min}$ $= 16.980\text{m}^3/\text{hr}$
10	国領	船木4881-3地先	H 2 2	$\phi$ 100m/m 2台 水中ポンプ $\Sigma Q = 1.131\text{m}^3/\text{min}$ $= 67.860\text{m}^3/\text{hr}$
11	郷	郷2-1-2地先	H 2 8	$\phi$ 80m/m 2台 水中ポンプ $\Sigma Q = 0.602\text{m}^3/\text{min}$ $= 36.120\text{m}^3/\text{hr}$
12	角野新田	角野新田町3-12	R 2	$\phi$ 80m/m 2台 水中ポンプ $\Sigma Q = 0.566\text{m}^3/\text{min}$ $= 33.960\text{m}^3/\text{hr}$

1-3. 雨水ポンプ場等

(1) 立地条件等

表 8 雨水ポンプ場の立地条件

区分	施設名称	所在地	備考
雨水ポンプ場	西原雨水ポンプ場	西原町 3-5-3	西原排水区
	港町雨水ポンプ場	港町 16-26	港町排水区
	垣生雨水ポンプ場	垣生 3-5-6	垣生排水区
	菊本雨水ポンプ場	菊本町 2-15-1	菊本排水区
	江の口雨水ポンプ場	垣生 3-2-7	江の口排水区
	松神子雨水ポンプ場	長岩 4-27	松神子排水区
	沢津雨水ポンプ場	清水町 12-13	国領川排水区
	土場雨水ポンプ場	新田町 1-4-31	王子川排水区
	中央雨水ポンプ場	西原町 2-7-66	中央排水区
	東浜雨水ポンプ場	阿島 1-12-23	白浜川排水区
	宇高第一雨水ポンプ場	宇高町 4-13-22	宇高第一排水区
	白浜排水ポンプ場	多喜浜 4-4-52	
	黒島排水ポンプ場	黒島 2-1-29	
	多喜浜排水ポンプ場	多喜浜 2-16-7	
	多喜浜新田排水ポンプ場	多喜浜 3-4-67	
	惣開排水ポンプ場	惣開町 3-25	
	王子川排水ポンプ場	新田町 1-4-28	
	垣生北排水ポンプ場	垣生 6-6-31	
	新白浜排水ポンプ場	多喜浜 5-3-91 地先	
	南白浜排水ポンプ場	多喜浜 4-6-15	
	大島排水ポンプ場	大島 192 地先	
	大島第2排水ポンプ場	大島 232 地先	
	磯浦西排水ポンプ場	磯浦町 16-7	
	新磯浦排水ポンプ場	磯浦町 11-25	
	磯浦排水ポンプ場	磯浦町 7 地先	
	宮西排水ポンプ場	宮西町 5-81 地先	
	久保田排水ポンプ場	一宮町 2-5-20	
	中須賀排水ポンプ場	中須賀町 1-6 地先	
	新須賀排水ポンプ場	新須賀町 4-15-34 地先	
	南小松原排水ポンプ場	南小松原町 9 地先	
	旧江の口排水ポンプ場	松神子 4-2-32	
	切抜排水ポンプ場	阿島 2-17-3 地先	
	落神排水ポンプ場	落神町 1-21 地先	
松神子第2排水ポンプ場	松神子 1-5-14 地先		
東田排水ポンプ場	東田 2-1773-10 地先		
国領排水ポンプ場	船木 4884-1 地先		
一宮排水ポンプ場	一宮町 2-4-8 地先		

表 9 樋門・スクリーンの立地条件

区分	施設名称	所在地	備考
樋門	惣開樋門	惣開町 3-25 地先	
	西原樋門	西原町 3-1-1 地先	
	王子川樋門	新田町 1-4-28 地先	
	黒島樋門	黒島 2-1-29 地先	
	沢津青戸尻樋門	清水町 12-13 地先	2 基
	前浜樋門	垣生 3-4-45 地先	
	山端樋門	垣生 3-5-44 地先	2 基
	南白浜樋門	多喜浜 4-6-18 地先	
	又野川樋門	長岩町 4-27 地先	
	神郷 1 丁目樋門	神郷 1-3-17 地先	
	王子樋門	前田町 5 地先	
	東川樋門	一宮町 2-5 地先	
	久保田樋門	久保田町 2-2 地先	
	長岩樋門	長岩町 5-11 地先	4 基
	松の端樋門	八幡 2-7 地先	2 基
	新六番樋門	多喜浜 2-16-7 地先	
	新七番樋門	多喜浜 2-16-7 地先	3 基
スクリーン	下泉	下泉 1-17-75 地先	
	西喜光地	西喜光地 2-4-14 地先	
	喜光地	喜光地 1-6-52	
	江の口 1 号雨水幹線	田の上 2-6-26	
	山端	垣生 3-5-13	
	江口雨水幹線	北新町 13-60	2 基
	中須賀 1 号	泉宮町 6-15	
	中須賀 2 号	泉宮町 6-15	
	中須賀 3 号	中須賀町 1-5-13	
	中須賀 4 号	中須賀町 2-3-10	
	新田 1 号	新田町 3-2-27	
	図書館	北新町 10-1	2 基

## (2) 施設構成の概要

表 10 雨水ポンプ場の施設構成の概要

区分	施設名称	計画水量	現有能力	供用開始年月
雨水ポンプ場	西原雨水ポンプ場	2.238m <sup>3</sup> /s	4.667m <sup>3</sup> /s	昭和29年3月
	港町雨水ポンプ場	1.954m <sup>3</sup> /s	1.954m <sup>3</sup> /s	昭和39年3月
	垣生雨水ポンプ場	6.369m <sup>3</sup> /s	4.443m <sup>3</sup> /s	昭和49年3月
	菊本雨水ポンプ場	7.873m <sup>3</sup> /s	7.973m <sup>3</sup> /s	昭和55年3月
	江の口雨水ポンプ場	17.592m <sup>3</sup> /s	18.000m <sup>3</sup> /s	昭和61年3月
	松神子雨水ポンプ場	6.453m <sup>3</sup> /s	6.500m <sup>3</sup> /s	平成元年3月
	沢津雨水ポンプ場	8.609m <sup>3</sup> /s	8.833m <sup>3</sup> /s	平成7年3月
	土場雨水ポンプ場	8.054m <sup>3</sup> /s	8.167m <sup>3</sup> /s	平成10年3月
	中央雨水ポンプ場	9.715m <sup>3</sup> /s	9.750m <sup>3</sup> /s	平成16年3月
	東浜雨水ポンプ場	6.680m <sup>3</sup> /s	3.000m <sup>3</sup> /s	昭和57年3月
	宇高第一雨水ポンプ場	3.646m <sup>3</sup> /s	4.417m <sup>3</sup> /s	昭和57年3月
	白浜排水ポンプ場	1.614m <sup>3</sup> /s	1.614m <sup>3</sup> /s	昭和48年1月
	黒島排水ポンプ場	1.333m <sup>3</sup> /s	1.333m <sup>3</sup> /s	昭和52年8月
	多喜浜排水ポンプ場	2.633m <sup>3</sup> /s	2.633m <sup>3</sup> /s	昭和51年3月
	多喜浜新田排水ポンプ場	2.000m <sup>3</sup> /s	2.000m <sup>3</sup> /s	昭和49年3月
	惣開排水ポンプ場	2.338m <sup>3</sup> /s	2.338m <sup>3</sup> /s	昭和27年3月
	王子川排水ポンプ場	6.000m <sup>3</sup> /s	6.000m <sup>3</sup> /s	昭和57年1月
	垣生北排水ポンプ場	0.667m <sup>3</sup> /s	0.667m <sup>3</sup> /s	昭和54年3月
	新白浜排水ポンプ場	0.667m <sup>3</sup> /s	0.667m <sup>3</sup> /s	昭和52年8月
	南白浜排水ポンプ場	0.517m <sup>3</sup> /s	0.517m <sup>3</sup> /s	平成元年1月
	大島排水ポンプ場	0.217m <sup>3</sup> /s	0.217m <sup>3</sup> /s	平成11年10月
	大島第二排水ポンプ場	0.320m <sup>3</sup> /s	0.320m <sup>3</sup> /s	平成26年3月
	磯浦西排水ポンプ場	0.500m <sup>3</sup> /s	0.500m <sup>3</sup> /s	平成23年6月
	新磯浦排水ポンプ場	0.096m <sup>3</sup> /s	0.096m <sup>3</sup> /s	平成11年3月
	磯浦排水ポンプ場	0.758m <sup>3</sup> /s	0.758m <sup>3</sup> /s	昭和52年9月
	宮西排水ポンプ場	0.753m <sup>3</sup> /s	0.753m <sup>3</sup> /s	平成12年3月
	久保田排水ポンプ場	0.500m <sup>3</sup> /s	0.500m <sup>3</sup> /s	平成14年3月
	中須賀排水ポンプ場	0.283m <sup>3</sup> /s	0.283m <sup>3</sup> /s	平成元年3月
	新須賀排水ポンプ場	0.230m <sup>3</sup> /s	0.230m <sup>3</sup> /s	平成14年3月
	南小松原排水ポンプ場	0.500m <sup>3</sup> /s	0.500m <sup>3</sup> /s	平成21年7月
	旧江の口排水ポンプ場	0.667m <sup>3</sup> /s	0.667m <sup>3</sup> /s	昭和52年8月
	切抜排水ポンプ場	0.667m <sup>3</sup> /s	0.667m <sup>3</sup> /s	平成8年3月
	落神排水ポンプ場	0.350m <sup>3</sup> /s	0.350m <sup>3</sup> /s	平成19年8月
松神子第二排水ポンプ場	0.585m <sup>3</sup> /s	0.585m <sup>3</sup> /s	平成26年3月	
東田排水ポンプ場	0.167m <sup>3</sup> /s	0.167m <sup>3</sup> /s	平成23年7月	
国領排水ポンプ場	0.230m <sup>3</sup> /s	0.230m <sup>3</sup> /s	平成23年3月	
一宮排水ポンプ場	0.543m <sup>3</sup> /s	0.543m <sup>3</sup> /s	平成28年5月	

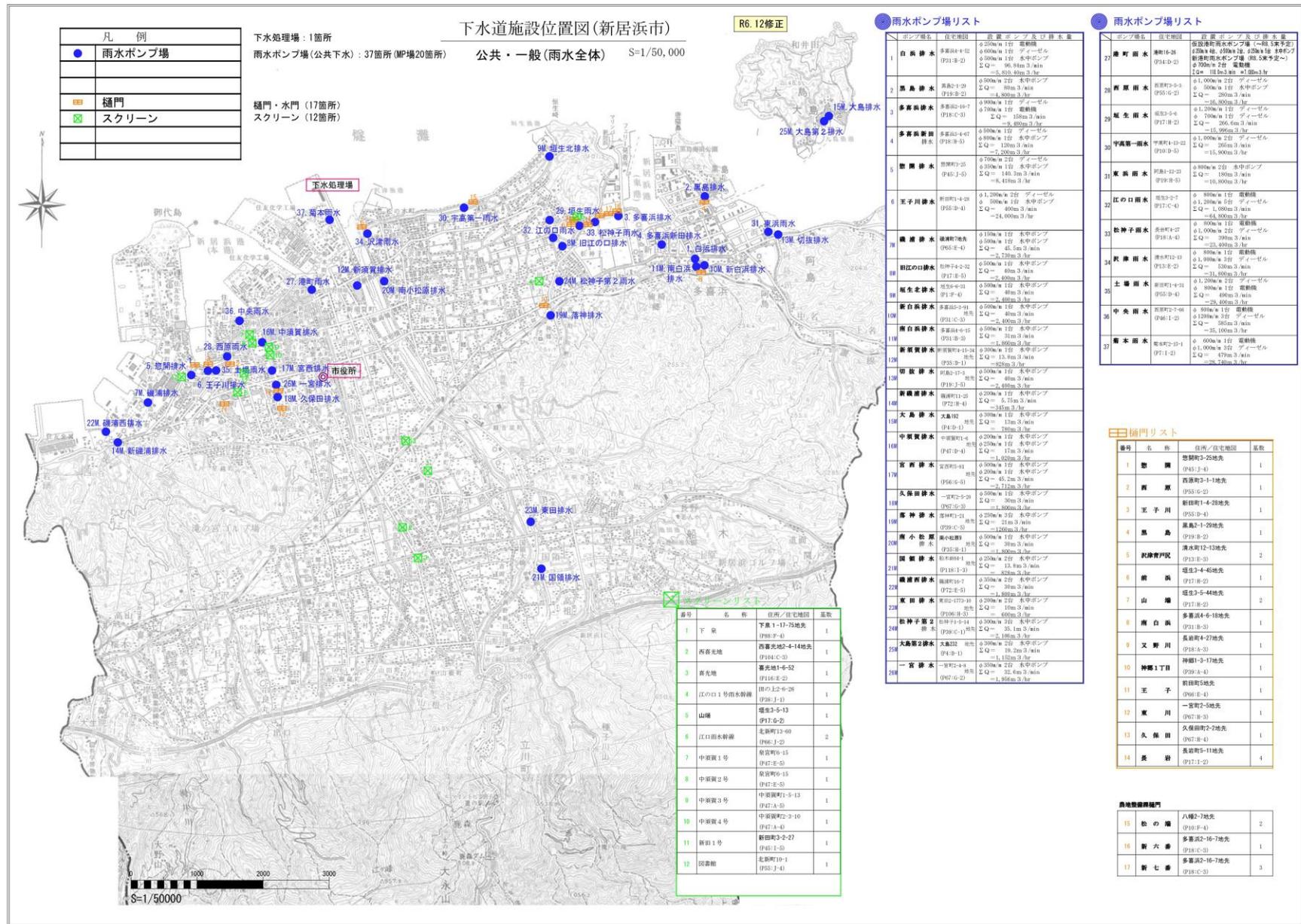


図 4 雨水ポンプ場、樋門・スクリーン位置図

2. 水道事業  
 2-1. 水源施設  
 (1) 立地条件等

表 11 対象となる水源施設

施設	川西給水区		川東給水区		上部給水区	
	No	名称	No	名称	No	名称
①水源地	1	政枝第1水源	10	横地水源	16	吉岡水源
	2	政枝第2水源	11	宇高第1水源	17	角野水源
	3	桜内水源	12	宇高第2水源	18	上泉水源
	4	西高木水源	13	下泉北水源	19	北内東水源
	5	庄内西水源	14	下泉南水源	20	角野新田水源
	6	庄内東水源	15	田の上水源	21	角野新田東水源
	7	城下水源			22	城主水源
	8	東高木水源				
	9	天神の木水源				
②送水場 ・中継場	23	滝の宮送水場	24	清住送水場	25	吉岡送水場
					26	瑞応寺送水場
					27	新山根送水場
					28	船木送水場
					29	治良丸中継場
					30	立川中継場
					31	大久保中継場
③配水池	32	金子山配水池	33	清住配水池	34	瑞応寺配水池
					35	船木配水池
					36	谷前配水池
					37	篠場配水池
					38	治良丸配水池
					39	立川配水池
					40	新山根配水池

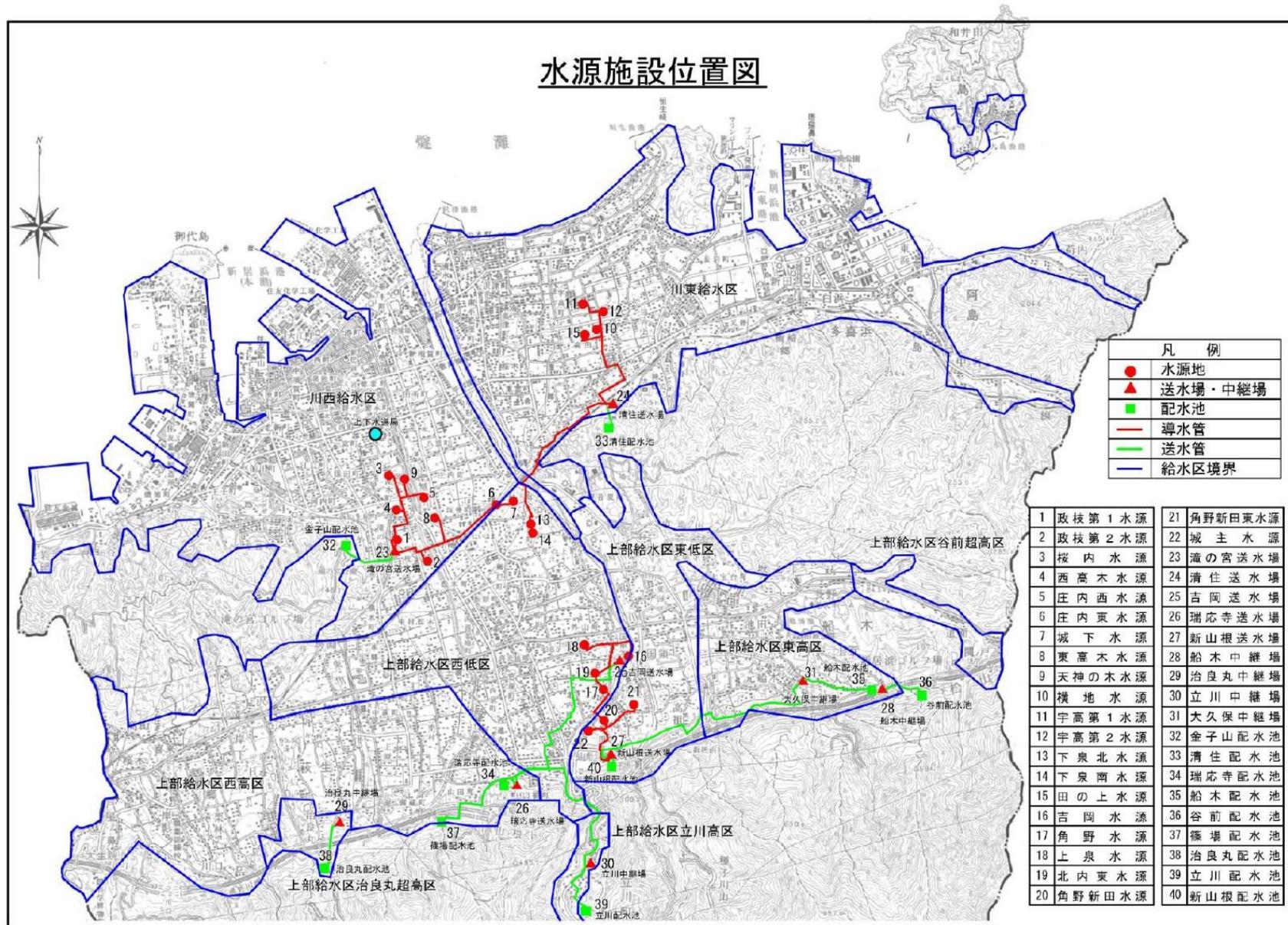


図 5 水源施設位置図

(2) 施設構成の概要

①水源地

表 12 水源施設の施設構成の概要（水源地）

水源名	水源能力	水源名	水源能力		
川西給水区	政枝第1	1,500 m <sup>3</sup> /日 (1,500 m <sup>3</sup> /日)	上部給水区	吉岡	15,900 m <sup>3</sup> /日 (15,900 m <sup>3</sup> /日)
	桜内	4,500 m <sup>3</sup> /日 (3,500 m <sup>3</sup> /日)		上泉	2,700 m <sup>3</sup> /日 (2,700 m <sup>3</sup> /日)
	庄内西	3,000 m <sup>3</sup> /日 (2,700 m <sup>3</sup> /日)		北内東	2,700 m <sup>3</sup> /日 (2,700 m <sup>3</sup> /日)
	天神の木	4,000 m <sup>3</sup> /日 (4,000 m <sup>3</sup> /日)		角野	2,700 m <sup>3</sup> /日 (2,700 m <sup>3</sup> /日)
	西高木	2,000 m <sup>3</sup> /日 (2,000 m <sup>3</sup> /日)		角野新田東	3,700 m <sup>3</sup> /日 (3,700 m <sup>3</sup> /日)
	城下	3,000 m <sup>3</sup> /日 (2,500 m <sup>3</sup> /日)		角野新田	3,000 m <sup>3</sup> /日 (3,000 m <sup>3</sup> /日)
				城主	5,040 m <sup>3</sup> /日 (7,300 m <sup>3</sup> /日)
	庄内東	3,000 m <sup>3</sup> /日 (2,600 m <sup>3</sup> /日)	川東給水区	宇高第1	3,000 m <sup>3</sup> /日 (2,800 m <sup>3</sup> /日)
	東高木	3,000 m <sup>3</sup> /日 (2,200 m <sup>3</sup> /日)		宇高第2	3,500 m <sup>3</sup> /日 (3,500 m <sup>3</sup> /日)
	政枝第2	1,100 m <sup>3</sup> /日 (1,100 m <sup>3</sup> /日)		横地	4,300 m <sup>3</sup> /日 (3,800 m <sup>3</sup> /日)
	<水源能力(計画取水量)> 川西：25,100m <sup>3</sup> /日(22,100m <sup>3</sup> /日) 上部：35,740m <sup>3</sup> /日(38,000m <sup>3</sup> /日) 川東：20,000m <sup>3</sup> /日(18,600m <sup>3</sup> /日) 合計：80,840m <sup>3</sup> /日(78,700m <sup>3</sup> /日) 合計：80,840m <sup>3</sup> /日(78,700m <sup>3</sup> /日)			田の上	2,000 m <sup>3</sup> /日 (2,000 m <sup>3</sup> /日)
				下泉北	3,600 m <sup>3</sup> /日 (3,600 m <sup>3</sup> /日)
				下泉南	3,600 m <sup>3</sup> /日 (2,900 m <sup>3</sup> /日)

※上段：水源能力、下段（）計画取水量

②送水場・中継場

表 13 水源施設の施設構成の概要（送水場・中継場）

給水区	送水場・中継場	吸水池容量	送水量	浄水
川西給水区	滝の宮送水場	1,080m <sup>3</sup>	17,533m <sup>3</sup> /日	次亜消毒
上部給水区	吉岡送水場	240m <sup>3</sup>	21,958m <sup>3</sup> /日	
	瑞応寺送水場	30m <sup>3</sup>	8,128m <sup>3</sup> /日	次亜消毒
	治良丸中継場	15m <sup>3</sup>	210m <sup>3</sup> /日	
	立川中継場	16.9m <sup>3</sup>	539m <sup>3</sup> /日	
	新山根送水場	400m <sup>3</sup>	6,418m <sup>3</sup> /日※	次亜消毒
	大久保中継場	100m <sup>3</sup>	2,841m <sup>3</sup> /日	
川東給水区	船木送水場	5m <sup>3</sup>	179m <sup>3</sup> /日	
川東給水区	清住送水場	800m <sup>3</sup>	13,968m <sup>3</sup> /日	次亜消毒、除 Fe・Mn

※：将来計画 9,259m<sup>3</sup>/日

③配水池

表 14 水源施設の施設構成の概要（配水池）

配水池名称	容量	L2 対応	緊急遮断弁	H. W. L(G. L)	L. W. L(G. L)
金子山	6,000m <sup>3</sup>	3,000m <sup>3</sup>	有(3,000m <sup>3</sup> )	66.5m	62.5m
瑞応寺	4,900m <sup>3</sup>	4,900m <sup>3</sup>	無	86.0m	82.0m
新山根	5,000m <sup>3</sup>	5,000m <sup>3</sup>	有(2,500m <sup>3</sup> )	86.0m	79.8m
篠場	4,900m <sup>3</sup>	4,900m <sup>3</sup>	有(3,400m <sup>3</sup> )	138.5m	132.5m
船木	2,000m <sup>3</sup>	2,000m <sup>3</sup>	有(1,000m <sup>3</sup> )	150.4m	145.4m
治良丸	300m <sup>3</sup>	300m <sup>3</sup>	無	172.9m	165.0m
谷前	240m <sup>3</sup>	240m <sup>3</sup>	無	189.4m	185.4m
立川	260m <sup>3</sup>	260m <sup>3</sup>	有(260m <sup>3</sup> )	187.8m	185.0m
清住	4,500m <sup>3</sup>	—	無	63.0m	59.0m

# 給水系統区

上段 水源能力: m<sup>3</sup>/日  
下段 (計画取水量: m<sup>3</sup>/日)

	川西給水区	25,100m <sup>3</sup> /日 (22,100m <sup>3</sup> /日)	} 合計 80,840m <sup>3</sup> /日 (78,700m <sup>3</sup> /日)
	上部給水区	35,740m <sup>3</sup> /日 (38,000m <sup>3</sup> /日)	
	川東給水区	20,000m <sup>3</sup> /日 (18,600m <sup>3</sup> /日)	

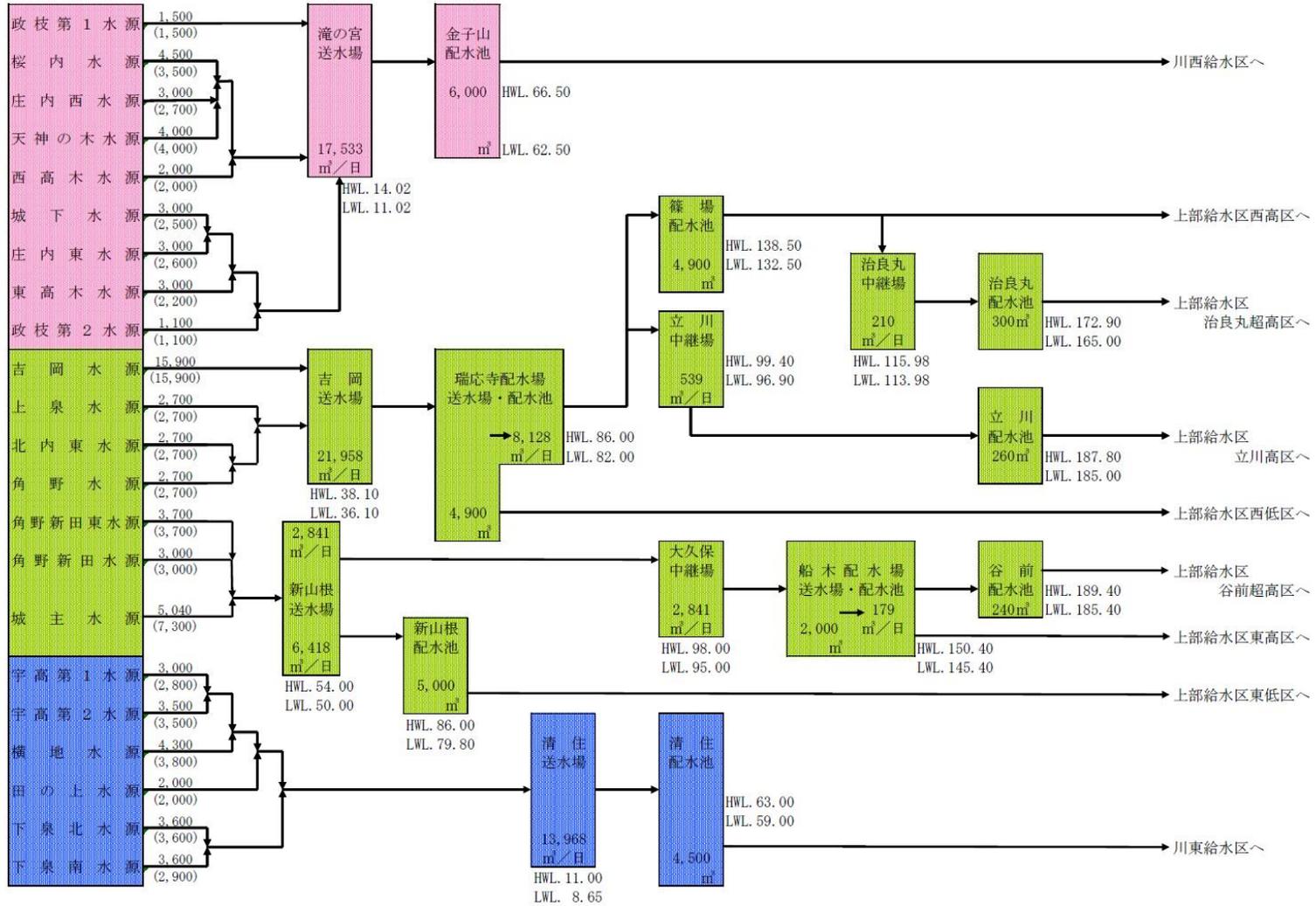
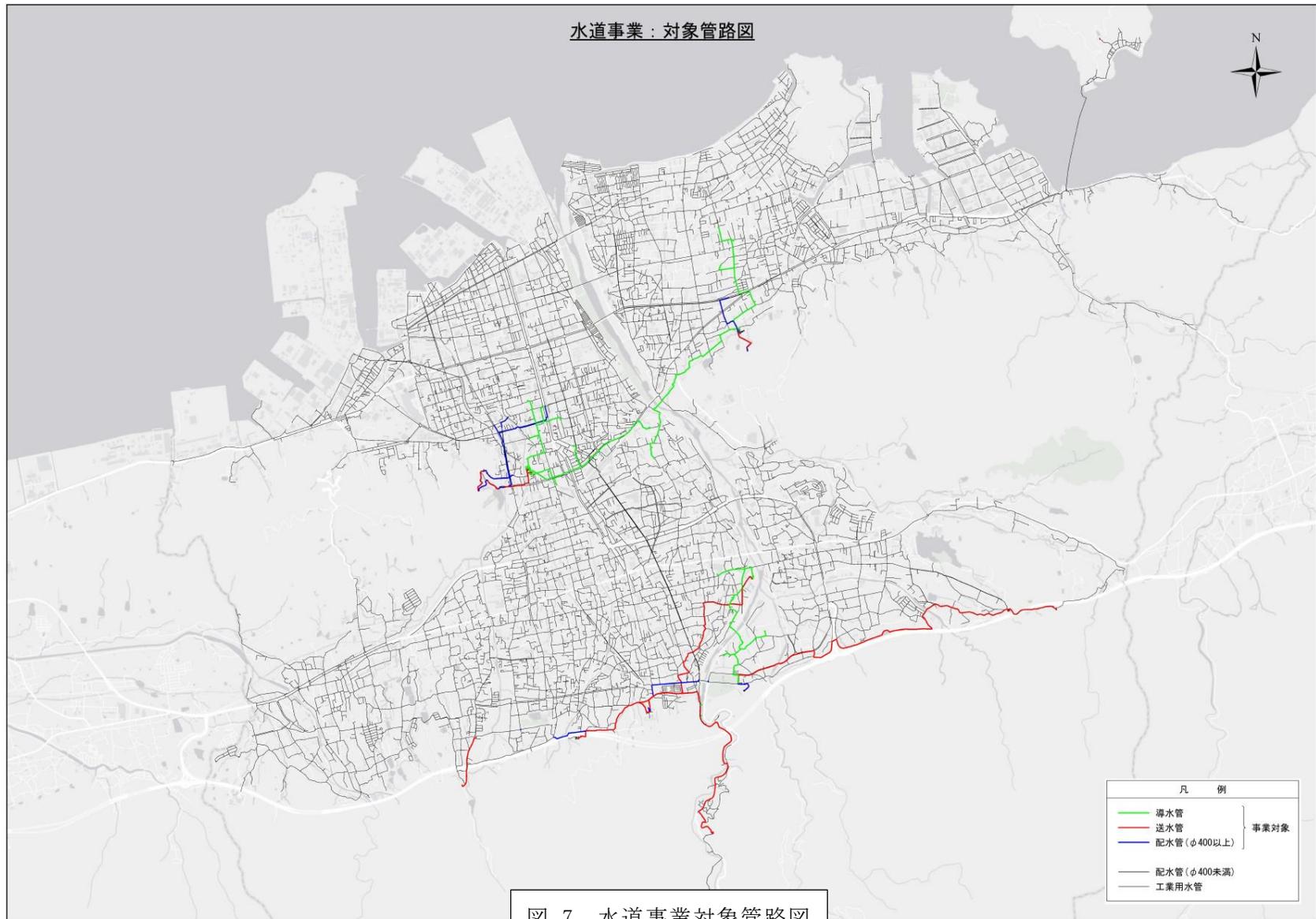


図6 給水系統図

## 2-2. 水道管路

### (1) 立地条件等



3. 工業用水道事業  
 3-1. 工水施設及び工水管路  
 (1) 立地条件等

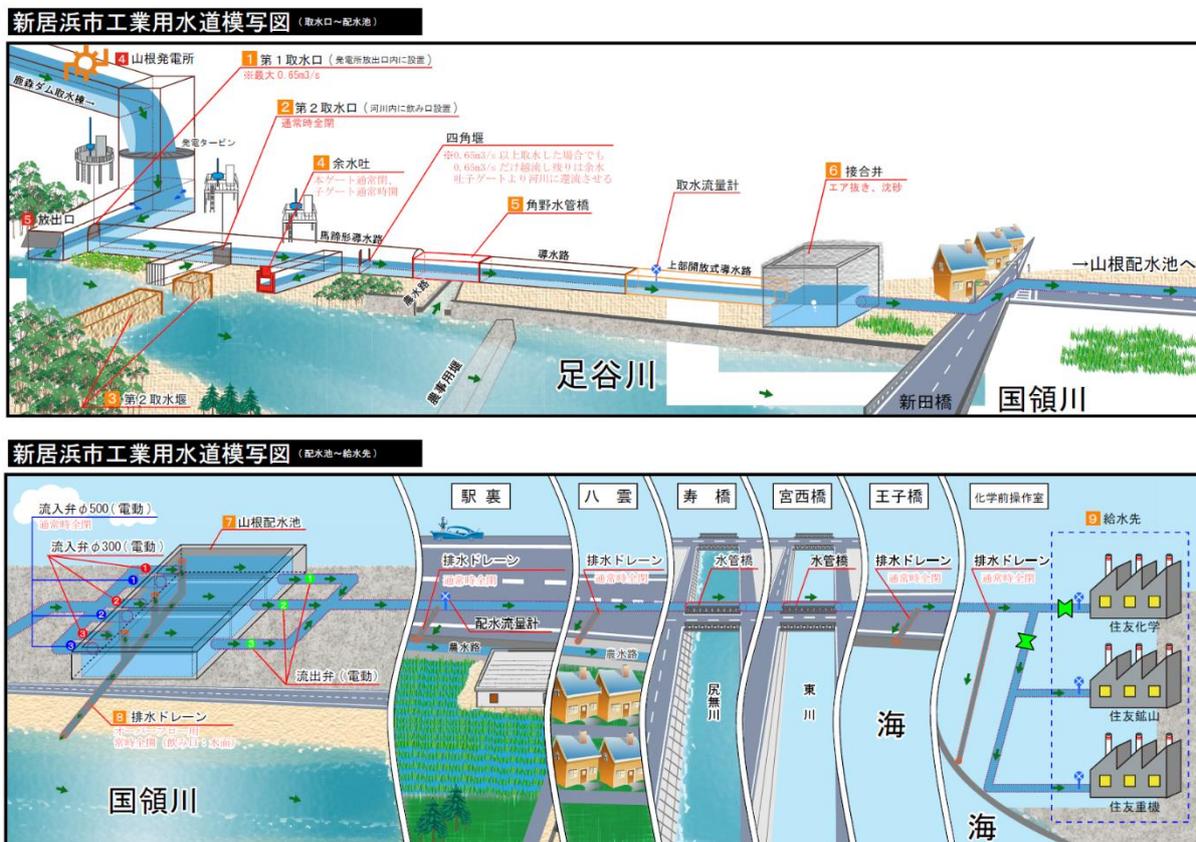


図 8 新居浜市工業用水道事業の概要図

# 新居浜市工業用水道 施設系統図

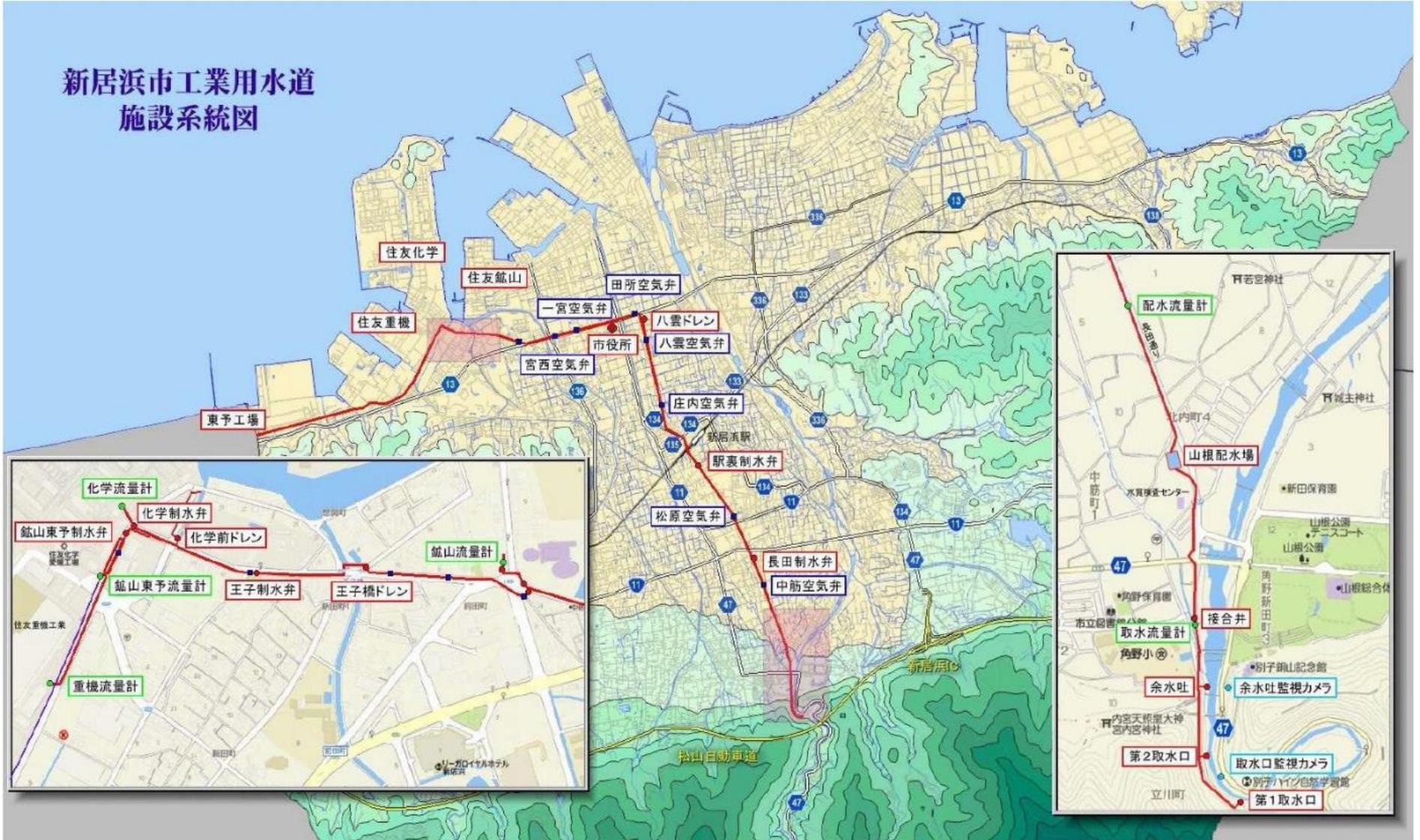


図 9 工業用水道施設系統図



(3) 更新路線

	事業開始前		更新支援型					更新実施型					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	...	R●	R●	...	R16	R17	R18	
市発注	WPPP当初の工事範囲実施設計		市発注により工事 バイパスルートの整備										
WPPP			WPPP中期～後期の工事範囲実施設計 R14～R18更新計画策定						事業者により工事 既設路線での更新				
								次回事業期間当初の工事範囲実施設計 R19～R23更新計画策定					

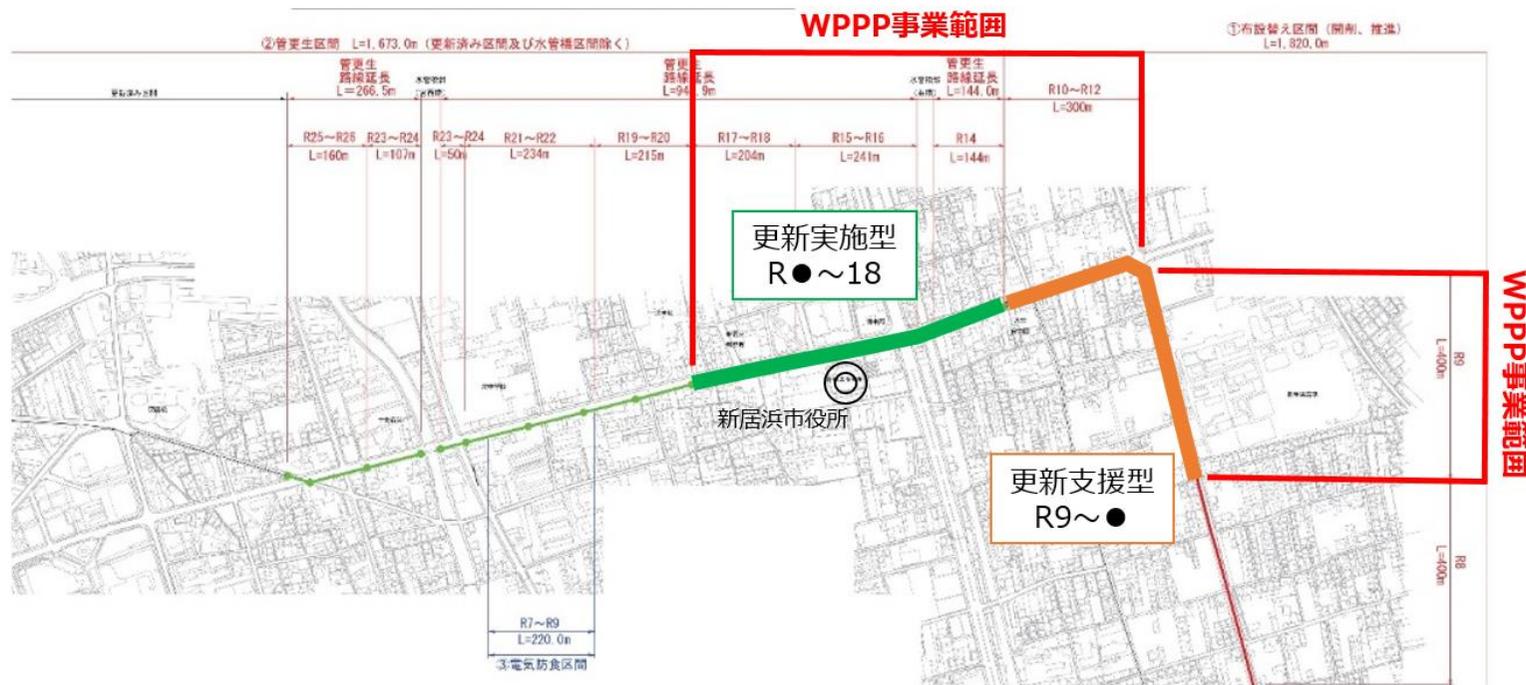


図 10 工業用水道更新路線図

## 第5. 事業契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

### 1. 事業契約に定めようとする事項

事業契約に定める主な事項は次のとおりである。

- ・総則
- ・業務の実施
- ・改築業務等
- ・リスク分担
- ・契約の終了
- ・補則

### 2. 疑義が生じた場合の措置

事業契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合又は事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合、市は事業者と誠意をもって協議するものとし、これを定めるものとする。

協議の方法等については、事業契約において定める。

### 3. 管轄裁判所の指定

事業契約に関連して発生したすべての紛争については、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

#### 1-1. 基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

#### 1-2. 基本的な本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

##### (1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

ア 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業契約の定めに従い、事業者に改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善を行うことができなかつたときは、市は事業契約を解除することができるものとする。なお、その他の対応方法については、事業契約において定める。

イ 事業者が倒産又は財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することができるものとする。

ウ 上記ア、イの規定により、市が事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

##### (2) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

ア 事業者は、事業契約の定めに従い、事業契約を解除することができるものとする。

イ 上記アの規定により事業者が事業契約を解除した場合、市は事業者に生じた損害を賠償する。

##### (3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合

ア 不可抗力その他、市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれの相手方に事前に書面でその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解除することができる。

イ 上記アの規定により事業契約を解除した場合、市及び事業者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償を行わない。

### 2. 金融機関又は融資団と市との協議

市は、本事業の安定的な継続を図るために必要と認めた場合には、一定の事項について、事業者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

## 第7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

### 1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

### 2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を事業者が受けることができるように可能な範囲で協力するものとする。

### 3. その他の措置及び支援に関する事項

市は、事業による事業実施に必要な許認可等を取得する場合は、可能な範囲で必要な協力をおこなうものとする。

## 第8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1. 実施に関して使用する言語及び通貨

使用する言語は日本語、単位はS I 単位及び通貨は円に限る。

### 2. 実施方針に関する説明会及び現地見学会

#### 2-1. 開催日時及び場所

事前に受付をした者のみ参加することができる。

- (1) 説明会開催日時：令和7年4月（予定）※日程は後日、市ホームページで公表する。
- (2) 説明会開催方法：WEB開催
- (3) 現地見学会：見学希望者との調整により詳細を決定する。

#### 2-2. 申込方法

説明会及び現地見学会への参加を希望する場合は、受付期限までに様式1を4-1の連絡先まで電子メールにて提出すること。市が参加申込書を受信し、参加を受け付けた際は、電子メールで受付完了の返信を行う。

- (1) 受付期限：令和7年4月18日（金）まで

### 3. 実施方針に関する意見又は質問の受付

#### 3-1. 受付期間

令和7年5月20日（火）まで

#### 3-2. 提出方法

実施方針に関して意見又は質問がある場合には、内容を簡潔にまとめ、所定の様式に記入の上、4-1の連絡先まで電子メールにて提出すること。提出ファイル形式は「Microsoft Excel」とし、ファイル名は提出者名とすること。また、提出件名（メール表題）は「新居浜市上工下水道施設包括委託事業\_意見書・質問書\_●●」（●●は提出者名）とすることとし、提出者の名前、所在地、電話及びMailアドレスをメール本文に記載すること。市が意見書を受信したときは、電子メールにより受信確認の通知を送付する。

なお、質問又は意見を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがある内容が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

#### 3-3. 意見書・質問書に対するヒアリング

提出された意見書又は質問書のうち、市において確認が必要と判断したものについては、提出者に対して直接ヒアリングを行う場合がある。

#### 3-4. 意見書・質問書に対する回答方法

市は、提出者が提出時に明らかにした提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、意見及び質問のうち、市が必要と判断したもの及びその回答を、令和7年7月上旬（予定）に、市のホームページにおいて公表する。

#### 4. 連絡先及び情報提供

##### 4-1. 連絡先

担当	新居浜市上下水道局下水道課
E-mail	gesuiken@city.niihama.lg.jp
Tel	0897-65-1281
FAX	0897-32-5049

##### 4-2. 情報提供

本事業に関する情報提供は、新居浜市ホームページを通じて適宜行う。

掲載ホームページ <https://www.city.niihama.lg.jp/site/niihama-water-ppp/>

表 リスク分担(案)(1/3)

リスク項目			W-PPP リスク分担(案)		
段階	想定されるリスク	リスクの内容	発注者	受注者	
共通	構想・計画リスク	発注者の政策変更による事業の変更・中断・中止など	○		
	応募・契約リスク	応募手続き	募集要項の誤りに関するもの 応募費用の負担	○	○
		契約締結	発注者の責に帰すべき事由により契約が締結できない又は契約締結が遅延した場合	○	
			受注者の責に帰すべき事由により契約が締結できない又は契約締結が遅延した場合		○
	発注者、受注者いずれの責でもない事由により契約が締結できない又は契約締結が遅延した場合		○		
	制度関連リスク	許認可	発注者が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
			受注者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
		法令変更	法制度・許認可の新設・変更によるもの(本事業に影響を及ぼすもの)	○	
			法制度・許認可の新設・変更によるもの(上記以外のもの)		○
		税制変更	法人の利益にかかる税制度の変更によるもの(法人税率等)		○
			消費税の変更に関わるもの その他、本事業に影響を及ぼす税制の変更によるもの	○	○
	社会リスク	住民対応	本業務を行政サービスとして実施することに対する住民反対運動、訴訟、要望等への対応	○	
			受注者の業務実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟、要望等への対応		○
		環境問題	受注者が行う業務(維持管理、調査・設計、工事等)の不備に起因する環境問題(騒音、振動、有害物質の排出等)に関する対応 上記以外のもの	○	○
	経済リスク	金利変動	金利変動に係る費用の増減		○
			物価変動に係る費用の増減(一定の範囲内の場合) 物価変動に係る費用の増減(一定の範囲を超える場合)	○	○
		資金調達	受注者が調達すべき資金を、受注者の責により調達に失敗した場合		○
			発注者が調達すべき資金を、発注者の責により調達に失敗した場合	○	
	国庫補助金の不足	国庫補助金の不足による改築の遅れに起因した要求水準未達	○		
	債務不履行リスク	業務の中止・延期	議会の不承認による事業の中止・延期	○	
			発注者の責に帰すべき事由による事業の中止・延期(発注者の債務不履行、土地の瑕疵、埋蔵文化財の発見など)	○	
			受注者の事由による事業の中止・延期(事業破綻、事業放棄など)		○
	下請業者管理リスク	受注者が締結する下請契約の管理、変更等に関するもの		○	
不可抗力リスク	予見不可能な戦争、暴動、天災等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止、突発的な対応等に関するもの	○			
	予測可能な範囲における台風・風水害による事業計画・工事の変更、事業の延期・中、突発的な対応等止に関するもの	○	○ 受注者の責に帰すべき事由が認められる場合		
契約不適合リスク		事業対象施設及び設備に物理的な瑕疵があった場合(事業開始以前の事象に由来する瑕疵)	○		
		業務対象施設及び設備に物理的な瑕疵があった場合(事業開始以後の事象に由来する瑕疵)		○	
		本業務において整備された施設や情報に契約不適合が発見された場合(業務終了日より2年以内に限る。ただし、故意又は重過失の場合は民法の定めによる期間とする。)		○	

表 リスク分担(案)(2/3)

リスク項目					W-PPP リスク分担(案)		
段階	想定されるリスク		リスクの内容		発注者	受注者	
	その他リスク	計画・設計・仕様変更	発注者の事由により計画・設計・仕様等が変更される場合	○			
			上記以外の事由により計画・設計・仕様等が変更される場合		○		
		情報漏洩	発注者の責に帰すべき事由による個人情報や守秘義務情報の外部流出	○			
			受注者の責に帰すべき事由による個人情報や守秘義務情報の外部流出		○		
		知的財産権	本業務の実施に当たり第三者の知的財産権を侵害し、または受注者が作成した成果物が第三者の知的財産権を侵害した場合に第三者に生じた損害の賠償		○		
		事故リスク	受注者の責による労災事故		○		
技術革新	受注者の業務遂行上で、新しい技術の採用によって追加費用が発生する場合（附帯事業は除く）		○				
調査・設計	測量・調査リスク		埋蔵文化財、不発弾等、契約時に想定されない地中埋設物が発見された場合の撤去費用、設計変更等に伴う費用の増加	○			
			発注者が実施した測量、地質調査、文化財調査等に不備があった場合	○			
			受注者が実施した測量、地質調査、文化財調査等に不備があった場合		○		
	用地取得リスク		建設予定地の確保に関するもの	○			
			建設に要する資材置き場の確保に関するもの		○		
	設計リスク		発注者が提示した設計に関する与条件又は要求水準の内容に不備があった場合	○			
			受注者が実施した設計に不備があった場合		○		
	設計費用増大リスク		発注者の事由による設計などの完了遅延・設計費の増大（発注者の事由による設計変更、提示条件等の不備・変更、土地の瑕疵など）	○			
受注者の事由による設計などの完了遅延・設計費の増大（提案した設計内容の不備、実施設計の不備、受注者の事由による履行遅れなど）				○			
計画	SM計画策定リスク	各種調査	ストックマネジメント計画の策定に必要な各種調査		○		
		計画申請	ストックマネジメント計画書及び添付書類の作成		○		
			ストックマネジメント計画の申請手続き	○			
工事	工事監理リスク		工事監理に関するもの		○		
	工事の遅延・未完成・費用増大リスク		発注者の事由による工事の遅延・未完工・工事費の増大（発注者の事由による設計変更、提示条件の不備・変更、土地の瑕疵など）	○			
			工事実施に伴い新たに発覚した事象に伴う工事の遅延・未完工・工事費の増大（埋設物関係・土質・交通規制など）		○		
			受注者の事由による工事の遅延・未完工・工事費の増大		○		
	要求性能リスク		要求性能不適合（施工不良を含む。）		○		
引渡し前損害リスク		工事目的物の引渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○			
維持管理	性能リスク	下水	処理場	水量変動	流入下水量及び受入量の変動に伴う変動費の増減	○	
				水質変動	流入下水に関する基準を逸脱した場合又はやむを得ないと発注者が認める場合の経費の増加	○	
					上記以外の経費の増加		○
			廃棄物処分	脱水土泥の処分	○		
				混合廃棄物の受入れ先又は受け入れ条件の変更による処理費用の増加	○		
		上記以外の経費の増加		○			
		管路	点検	法定点検等の点検不備による機能障害・事故		○	
	上水・工水	施設	水量変動	水量変動に伴う取水・配水停止	○		
			水質変動	追加の施設整備が必要となる恒常的な原水水質の変化	○		
				送水・配水停止を伴う一時的な原水水質の変化（受注者の責に帰すべき事由による送水・配水停止を除く。）	○		

表 リスク分担(案) (3/3)

リスク項目					W-PPP リスク分担(案)	
段階	想定されるリスク			リスクの内容	発注者	受注者
機能リスク	下水・上水・工水	管路	点検	適切な維持管理において対応可能な一時的な原水水質の変化		○
				法定点検等の点検不備による機能障害・事故		○
		全施設	要求水準未達等	発注者の指示、提示条件の不備・変更によるもの	○	
				受注者の行う業務の内容が要求水準を満たさない場合		○
	雨水(仕様)	ポンプ場	水量変動	流入雨水水量の変動に伴う変動費の増減	○	
	下水・上水・工水	修繕費の増大		受注者の責に帰すべき事由により修繕費が増大する場合		○
				上記以外のもの	○	
		施設・設備の損傷		本業務の対象施設又は対象設備の劣化・老朽化に対して受注者が適切な維持管理を行わなかったことにより損傷した場合		○
				本業務の対象施設又は対象設備に対して受注者が適切な運転管理を行わなかったことにより損傷した場合		○
				上記以外のもの	○	
	雨水(仕様)	劣化に伴う施設・設備の損傷		本業務の対象施設又は対象設備の劣化・老朽化に対して受注者が適切な維持管理を行わなかったことにより損傷した場合		○
				発注者の責に帰すべき事由により本業務の対象施設又は対象設備が損傷した場合	○	
				上記以外のもの	○	
		災害・事故		受注者の責に帰すべき事由による災害・事故		○
			既存施設・設備の更新工事の影響(仮設計画の不備等)によるもの	○		
			上記以外のもの	○		
	運転に伴う施設・設備の損傷		関連設備の状況を把握した上で、仕様書に定められた運転手順、方法を遵守したにもかかわらず、保守点検及び運転操作時に発生した設備、機器の損傷	○		
			異常な水位上昇及び塵芥の異常流入等、想定外の事象が発生した時に、発注者との協議、指示を得て運転した結果による設備、機器の故障	○		
			受注者の帰責事由による施設、機器の損害		○	
その他リスク	下水・上水・工水	運転管理費増大		発注者の責に帰すべき事由により、運転管理費が大幅に増大する場合	○	
				発注者の責に帰すべき事由以外の要因により、受注者の維持管理費用が増大する場合		○
		物品調達・管理		運転管理に必要なユーティリティ・各種消耗品類等の調達・管理不備が発生した場合		○
		棟内・場内管理		受注者に故意または過失がある場合を除き、不審者の侵入、盗難、不法投棄の管理責任	○	
		緊急時の対応		緊急時の対応。 発注者への報告。	○	○
	見学者対応		受注者に故意または過失がある場合を除き、施設の見学者に対する責任	○		
	上水・工水	需要		需要の変動に伴う事業計画・内容の変更、事業の延期・中止	○	
	汚水樹設置	供用開始		発注者の責に帰すべき事由(審査不備等)による供用の遅れに伴う損害	○	
				受注者の責に帰すべき事由(工程調整不備等)による供用の遅れに伴う損害		○
				上記以外のもの	○	
事業終了時	機能リスク	業務終了時の施設状態	業務終了時における施設状態の要求水準未達		○	
		業務の引継ぎ	業務終了時における次期受注者への引継ぎ	○	○	
		業務の終了手続き	業務終了時における手続きに関する諸費用の負担		○	